

福智町立神崎保育所民営化移管先法人選考委員会要綱

(設置)

第1条 本町における公立保育所民営化基本方針に基づき、町立神崎保育所を社会福祉法人に移管するにあたり移管先法人を適切に選考するため、福智町立神崎保育所民営化移管先法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 移管先法人の選考に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか移管先法人の選考に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、構成員（以下「委員」という。）9人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 保護者
- (3) 町立保育所所長
- (4) 財政課長
- (5) 総務課長
- (6) 前6号に掲げるもののほか町長が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び委員長に出席した者は、委員会及びその活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理をする。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。